

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と
あつた
とき、
その
日)

目次

- ◇告 示 教育職員の免許状の授与
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- ◇正 誤 昭和四十二年十一月鳥取県告示第七百四十一号中訂正
昭和四十二年十二月鳥取県告示第七百七十号中訂正

告示

鳥取県告示第八百四十三号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 高等学校教諭 二級普通免許状	番 号	氏 名	本籍地
昭四二高二普第二号	坂田	侃	鳥取県

鳥取県告示第八百四十四号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年十二月二十七日から施行する。

昭和四十二年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 鹿児島県 福島県 滋賀県
- 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 熊本県 奈良県 静岡県
- 栃木県 山口県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県
- 富山県

正誤

昭和四十二年十一月鳥取県告示第七百四十一号(解除予定の保安林にする旨の通知について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 上 七 大字大山 大字大山字大山

昭和四十二年十二月鳥取県告示第七百七十号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 上 七 保安林 保安林予定森林